

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行等の手引き

北海道消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）による「緊急運航」及び「救急患者の緊急輸送」は次に定めるところによる。

1 緊急運航の手続きについて

(1) 応援要請

災害が発生した町（以下「発災町」という。）の長（消防の一部事務組合の管理者を含む。以下「町長等」という。）は、次の①に掲げる活動でかつ②の要件に該当してヘリコプターの応援を必要とする場合、知事に対して応援の要請を行うものとする。

① 緊急運航の対象となる活動

ア 災害応急対策活動

A 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合

B 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

C その他

災害応急対策活動上、特にヘリコプターの活用が有効と認められる場合

イ 救急活動

A 傷病者の搬送

山村等の交通遠隔地等から生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合で、他に搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

B 医療機関への転送手段

他の医療機関へ搬送しなければ傷病者の生命に危険が及ぶと医師が判断し、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

C 医師等の搬送

山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

D その他

救急活動上、特にヘリコプターの活用が有効と認められる場合

ウ 救助活動

A 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

B 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び遭難事故において、発災町の消防力等では対応できないと認められる場合

C その他

救助活動上、特にヘリコプターの活用が有効と認められる場合

エ 火災防御活動

A 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

B 偵察・情報収集

大規模災害、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

C その他

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

## D その他

火災防衛活動上、特にヘリコプターの活用が有効と認められる場合

### ① 応援要請の要件

- ア 災害が隣接する町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- イ 発災町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

### (2) 要請方法

緊急運航の要請は発災町から危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に対し、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記様式1）」を提出するものとする。

- ① 災害の種類
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- ⑤ ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

### (3) 決定、受入及び報告

- ① 航空室長（運航管理責任者）は、(2)の要請を受けたときは災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、日高振興局長にその旨連絡するとともに、直ちに要請者に通知するものとする。
- ② 緊急運航を要請した町長等は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受け入れ体制を整えるものとする。
- ③ 緊急運航を要請した町長等は、災害等が収束した場合には、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記様式2）」により、ヘリコプターの運航管理を総括する総務部長（総括管理者）に報告するものとする。

## 2 救急患者の緊急搬送の手続きについて

### (1) 緊急患者の緊急搬送に係る各機関の手続きは次による。

#### ① 依頼病院等

- ア 救急患者の緊急搬送が必要であると判断した病院等（以下「依頼病院等」という。）は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ航空室に連絡するものとする。この場合における連絡は「救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記様式3）」によりファクシミリを使用し行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。
- イ 依頼病院等は、航空室に連絡した後、当該町（一部消防事務組合を含む。以下「町等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。
- ウ 依頼病院等は、町等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

#### ② 町等

- ア 町等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後日高振興局にその旨を連絡するものとする。  
なお、知事が北海道警察本部長に運航を委任する防災緊急ヘリコプターが運航する場合にあっては、所轄警察署へその旨を連絡するものとする。  
これらの場合における要請は、電話により行うとともに、別記様式3によりファクシミリを使用して行うものとする。
- イ 町等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。
- ウ 町等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行うものとする。
- エ 町等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

③ 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、町等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を町等に連絡するとともに、日高振興局にその旨を連絡するものとする。  
また、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第2航空団司令部及び第1管区海上保安部に対し必要な情報を提供する。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港利用（空港保安施設の運用等）が必要な場合は、町等と連絡調整を行うものとする。

(2) 他の機関への要請

航空室は、ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第2航空団司令部及び第1管区海上保安部に対し、当該機関が所管するヘリコプターの出動を要請するものとする。

(3) 介添人の搭乗

医師が介添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、介添人は、あらかじめ「誓約書（別記様式4）」を機長に提出するものとする。

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

〒007-0880 札幌市東区丘珠町755番地11

TEL 011-782-3233 FAX 011-782-3234

道防災行政無線 6-210-39-897、898

※別記様式

「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票(別記様式1)」..... 様式第6号  
「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書(別記様式2)」..... 様式第7号  
「救急患者の緊急搬送情報伝達票(別記様式3)」..... 様式第8号  
「誓約書(別記様式4)」..... 様式第10号